租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第四条第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項に次の一号を加える。

五　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第四十四条又は第四十五条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項又は第四十二条の十二の七第一項若しくは第二項の規定

第四条第二項中「第二条第十一号」を「第二条第十二号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に一号を加える改正規定及び次条第二項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日前に終了した事業年度において租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十二条の二又は第五十二条の三（それぞれ改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条第一項第二号に掲げる規定に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における当該事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

２　改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条第一項第五号の規定は、法人の令和八年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。

○財務省令第三十号

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百三十一号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十八条の八第九項の規定に基づき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第三条の八を削る。

第三条の九第一項中「第十一条の七第三項第二号」を「第十一条の六第三項第二号」に改め、同条第二項中「第十一条の七第六項」を「第十一条の六第六項」に改め、同項第一号中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同項第二号中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同項第三号中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改め、同項第四号中「第十一条の七第五項」を「第十一条の六第五項」に改め、同条を第三条の八とする。

第六条の七第三項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第七条を削る。

第六条の八第三項中「第六条の八第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第八項中「（次条第六項において「確定申告書等」という。）」を削り、同条を第七条とする。

第十六条の二の二中「第三十一条の二の二」を「第三十一条の三」に改める。

第十六条の四を削る。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第三十一号

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第二十一条第一項第二号、第二十二条第一項第三号、第二十五条第一項第六号、第二十七条第一項及び第五項、第三十九条第六項並びに第四十条並びに防衛特別法人税に関する政令（令和七年政令第百三十四号）第十八条第二項第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、防衛特別法人税に関する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

防衛特別法人税に関する省令

（定義）

第一条　この省令において「内国法人」、「外国法人」、「人格のない社団等」、「通算親法人」、「通算法人」又は「課税事業年度」とは、それぞれ我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一号から第三号まで、第六号若しくは第八号又は第十一条に規定する内国法人、外国法人、人格のない社団等、通算親法人、通算法人又は課税事業年度をいう。

（防衛特別法人税中間申告書の記載事項）

第二条　法第二十一条第一項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十一条第一項の法人の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地